



議題②

外国人の適正な日本語能力を確認する 試験の見直しについて

2026.04.07

新経済連盟の主張（骨子）

- 特定技能外国人が受験する**日本語能力を測る代表的な試験のうち、日本語教育の参照枠B1相当以上を測定できる試験は、現在、日本語能力試験（JLPT）のみ**であり、**その実施は年2回にとどまっている。**
- しかしながら、特定技能1号外国人を対象とした企業の求人では、JLPTのN3以上（日本語教育の参照枠B1相当以上）を求めるものが多く存在する。
また、**育成就労制度の開始（2027年4月1日）以降は、特定技能2号の在留資格取得には、日本語教育の参照枠B1相当以上の日本語能力の試験への合格が求められる**ところであり、JLPTのN3を含め、**これらの日本語試験のニーズは、今後さらに増加が見込まれる。**
- こうした状況を踏まえ、**日本語教育の参照枠B1相当以上を測ることのできる試験の受験機会を増やすべき。**
具体的には、JFT-BasicのB1相当以上の試験の新設やJLPTのN3以上の試験の実施回数の増加のいずれか又は両方を検討すべき。

なお、本要望は、特定技能1号外国人の就労市場における日本語能力B1相当以上の水準のニーズの高まりや、特定技能2号における日本語能力B1相当以上の要件化を踏まえて、日本語能力を測る試験の受験機会の拡充をお願いするものである。
そのため、特定技能制度の基本方針である特定技能外国人の受入要件としての日本語能力水準の見直しではなく、試験実施環境の整備といった観点での対応の検討をお願いしたい。

日本語能力を測る試験には様々なものがあるが、 特定技能外国人が受験する代表的な試験はJLPT及びJFT-Basicの2種類

- 「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」では、JLPT及びJFT-Basicのみが法務省における確認等を不要とする試験等として掲げられているほか、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」（令和7年9月出入国在留管理庁）の「Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 分野別技能水準一覧表」や旧分野別運用方針（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別運用方針（令和7年3月11日閣議決定/2026年1月23日廃止））においても、明示的に言及されている日本語能力を測る試験はJLPT及びJFT-Basicのみ。
- 日本語教育の参照枠AI相当以上の日本語能力を求める在留資格「留学」では、JLPTとJFT-Basicのほかに、BJTビジネス日本語能力テストやJ.TEST実用日本語検定などにも言及（※）があることとの対比においても、**特定技能外国人が受験する代表的な試験としては、JLPTおよびJFT-Basicの2種類**と言える。 ※「日本語教育機関への入学をお考えのみなさまへ」（出入国在留管理庁HP）参照

特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針

令和7年3月11日
法務省
厚生労働省

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年3月11日閣議決定。以下「政府基本方針」という。）第三の1（5）、同2（4）及び同3（4）に基づき、特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針（以下「試験方針」という。）を下記のとおり定める。

- 2 適用除外**
- (1) 政府基本方針第三の1（5）及び同2（4）に定める法務省における確認等を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。
- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定
 - イ 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）
 - ウ 独立行政法人国際交流基金が実施する国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）
- (2) 政府基本方針第三の1（5）及び同2（4）に定める試験実施状況報告書（実施した試験の内容を含む。）の提出を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。
- ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定
 - イ 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）
- (3) 政府基本方針第三の3（4）に定める法務省及び厚生労働省における確認等を不要とすることが相当と認める試験は、次に掲げる試験とする。

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く)
			職種	作業	職種	作業	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	介護	介護	/
		介護福祉士養成施設修了	免除	免除			
		EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)	免除	免除			
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験		国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	/
		【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務					

出典：「特定技能外国人受入れに関する運用要領」（令和7年9月出入国在留管理庁）の「Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 分野別技能水準一覧表」（出入国在留管理庁HP）から抜粋

特定技能外国人が受験する代表的な試験のうち、日本語教育の参照枠B1相当以上を測定できる試験はJLPTのみであり、受験機会は年2回に限られている。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

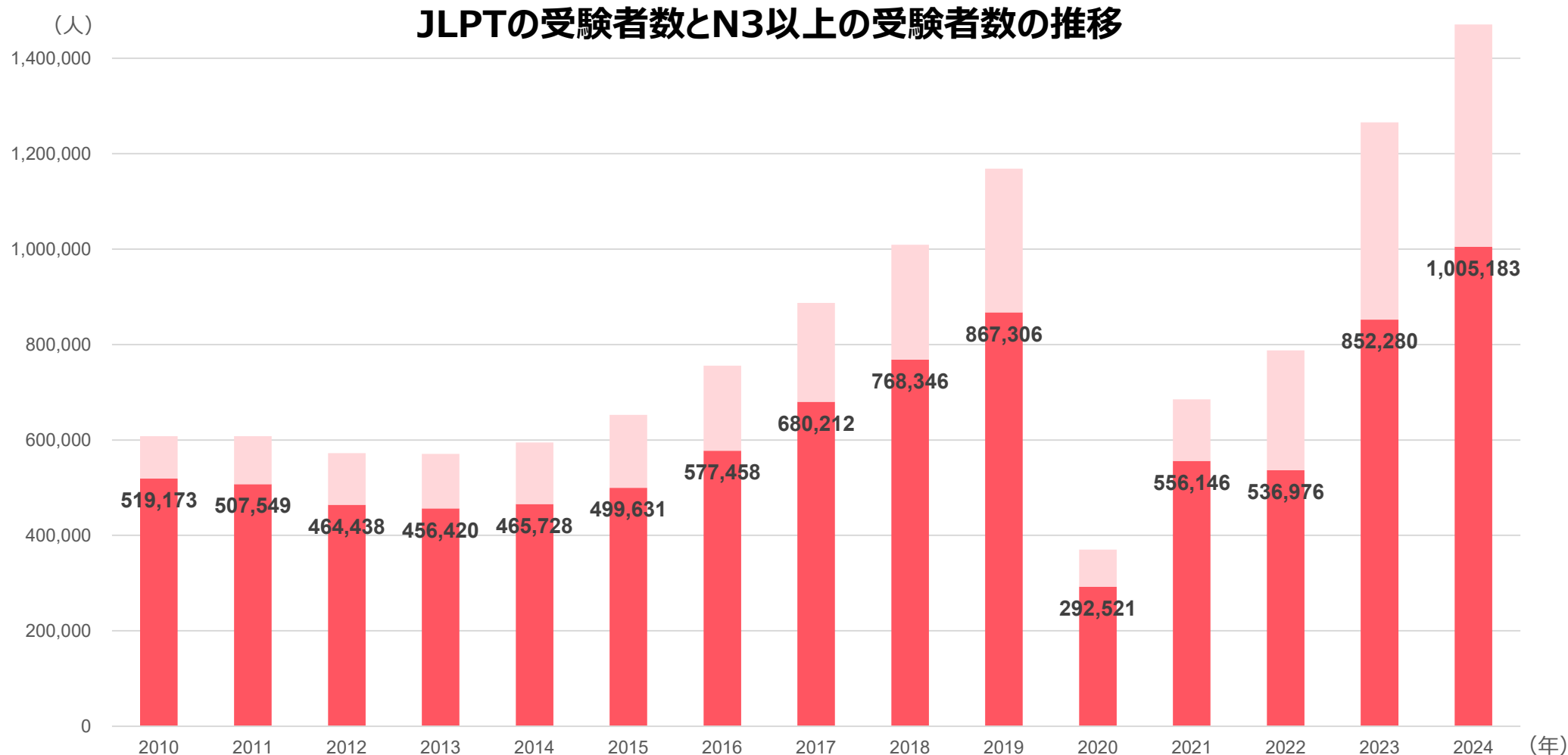
- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの		<参考>日本語能力試験（JLPT）※	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	-	-	-
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	-	-	1級
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	N1	-	1～準1級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	N2	-	準1～2級
	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N3	-	2～準2級
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれば実施可能な業務 レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	-	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務 検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一時的な減少は見られるものの、
国内外のJLPTの受験者数は、増加傾向にあり、
2024年のB1相当以上（JLPTのN1～N3）の受験者は2013年の約2.2倍。



注：2020年を除き、各年の受験者数およびN1～N3の受験者数は、いずれも年2回の試験の国内外の受験者数の合計値
2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、第1回試験が全世界で中止されたため、第2回試験のみの国内外の受験者数の合計値
※ 「日本語能力試験JLPT 過去の試験のデータ」を基に作成

本年3月17日から申込み受付が開始された2026年第1回JLPTでは、4月7日17時が期限とされたものの、3月27日9時の時点でN3の申込みを締め切っており、既に試験実施環境は限界に達している。

お知らせ

2026.03.27 ▶ 2026年3月27日9時でN3の申込みは締め切りました。

2026年3月27日9時でN3の申込みは締め切りました。

2026.03.26 ▶ 2026年3月25日でN4の申込みは締め切りました。

2026年3月25日でN4の申込みは締め切りました。

2026.03.17 ▶ 2026年第1回日本語能力試験の申込み受付開始

2026.03.17 ▶ 2026年第1回日本語能力試験の申込み受付開始

2026年第1回日本語能力試験の申込み受付を開始しました。

2026年の日本語能力試験は、原則として、日本語を母語とせず、日本の在留管理制度における中長期在留者及び特別永住者が対象となります。

近年、応募者数の急増により会場の確保が非常に困難になっております。そのため、2026年の日本語能力試験は、会場の都合により、申込み受付期間内でも受付を締め切る場合があります。

出願できるのは1つのレベルのみです。複数のレベルを受験することはできません。

別人の顔写真や本人確認ができない顔写真で申し込んだとき、許可なく他人の住所で申し込んだときは、試験は受けられません。

お早目の申込みをお願いします。
申込みの締め切りは、4月7日(火)17時です。

特定技能 1号外国人の求人では、JLPTのN3以上を要求するものが多く、N3以上（B1相当以上）の日本語能力を測る試験のニーズは高い。

当連盟会員企業の保有データでは、特定技能 1号外国人向けの求人で、JLPTのN3以上を求めるものは8割以上。また、N3未満の日本語レベルでは、N3以上の者と比較して、日本語レベルが原因となって書類選考が不合格となる率が高い。

求人で要求される日本語能力

分野	N1~N3の求人	N1	N2	N3	N4	N5
介護(n=611)	90.8%	0.7%	15.4%	74.8%	9.0%	0.2%
ビルクリーニング(n=13)	61.5%	0.0%	23.1%	38.5%	30.8%	7.7%
工業製品製造業(n=20)	55.0%	0.0%	10.0%	45.0%	45.0%	0.0%
建設(n=30)	16.1%	0.0%	0.0%	16.1%	71.0%	12.9%
自動車整備(n=9)	77.8%	0.0%	22.2%	55.6%	22.2%	0.0%
宿泊(n=46)	97.8%	2.2%	47.8%	47.8%	2.2%	0.0%
自動車運送業(n=45)	75.6%	2.2%	4.4%	68.9%	24.4%	0.0%
農業(n=5)	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%
飲食料品製造業(n=13)	61.5%	0.0%	0.0%	61.5%	30.8%	7.7%
外食業(n=233)	89.3%	0.4%	23.2%	65.7%	10.7%	0.0%
合計(n=1027)	86.0%	0.7%	17.4%	67.9%	13.3%	0.7%

掲載のない分野（造船・船用工業、航空、鉄道、林業、木材産業）は求人を持ち合わせていないもの

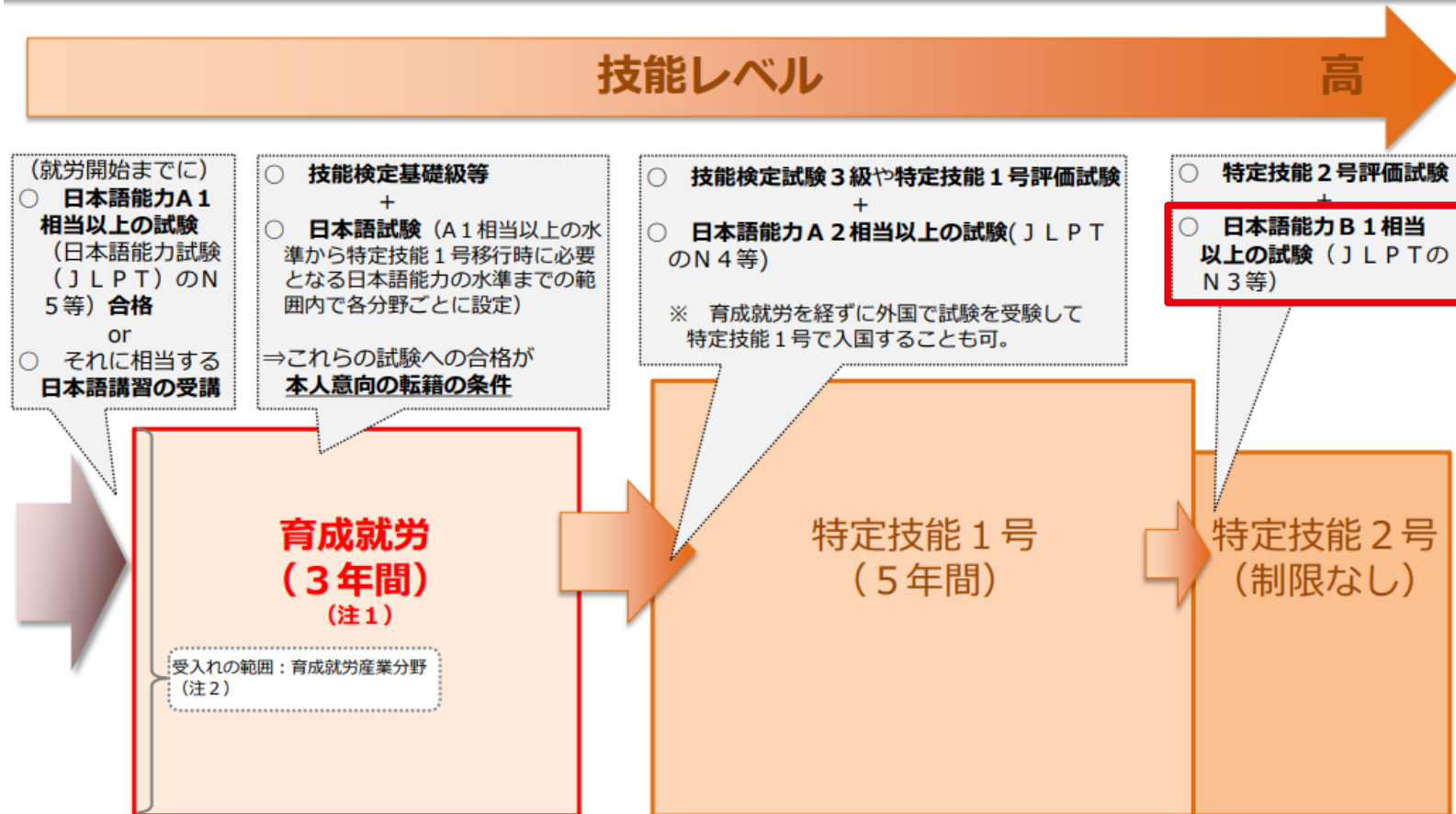
書類選考不合格者の日本語能力

JLPTにおける日本語レベル	不合格者数(人)	うち、日本語レベル起因(人)	割合
N1~N3	242	24	9.9%
N4	205	42	20.5%

※ いずれも当連盟会員企業の保有データを基に作成

育成就労制度の開始後は、特定技能 2 号の在留資格取得には、日本語教育の参照枠 B 1 相当以上の試験への合格が新たに必要となり、B 1 相当以上の試験のニーズはさらに高まることが予想される。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

- 外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉であり、人口減少が進む中で、日本には戦略的な外国人材の受入が不可欠。こうした外国人材に選ばれる国になるためにも、受験機会の増加など日本語能力試験における環境整備は、国として最低限行うべきである。
- 企業の求人実態や育成就労制度への移行後のニーズを見据えて、特定技能外国人が受験する日本語能力を測る代表的な試験のうち、日本語教育の参照枠B1相当以上を測定できる試験として、
 - JFT-BasicのB1相当以上の試験の新設
 - JLPTのN3以上の試験の実施回数の増加のいずれか又は両方について、検討を進めていただきたい。



Appendix



【参考】特定技能制度運用状況（1/4）

分野別運用方針の主要な記載事項①



1 特定産業・育成就労産業分野

□ : 既存分野 ■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野 □ : 新たに追加する分野

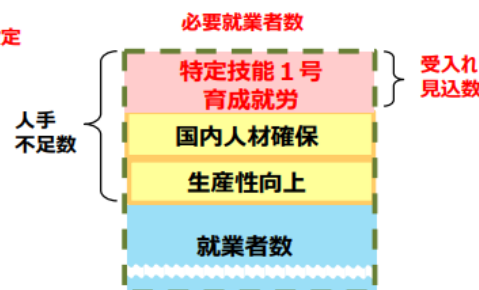
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能1号 80万5,700人、育成就労 42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

1

【特定技能1号外国人】

約38.2万人（2025年末）※

※令和7年末現在における在留外国人数について
（出入国管理庁HP、2026年3月27日公表）

42.3万人程度
増加の可能性

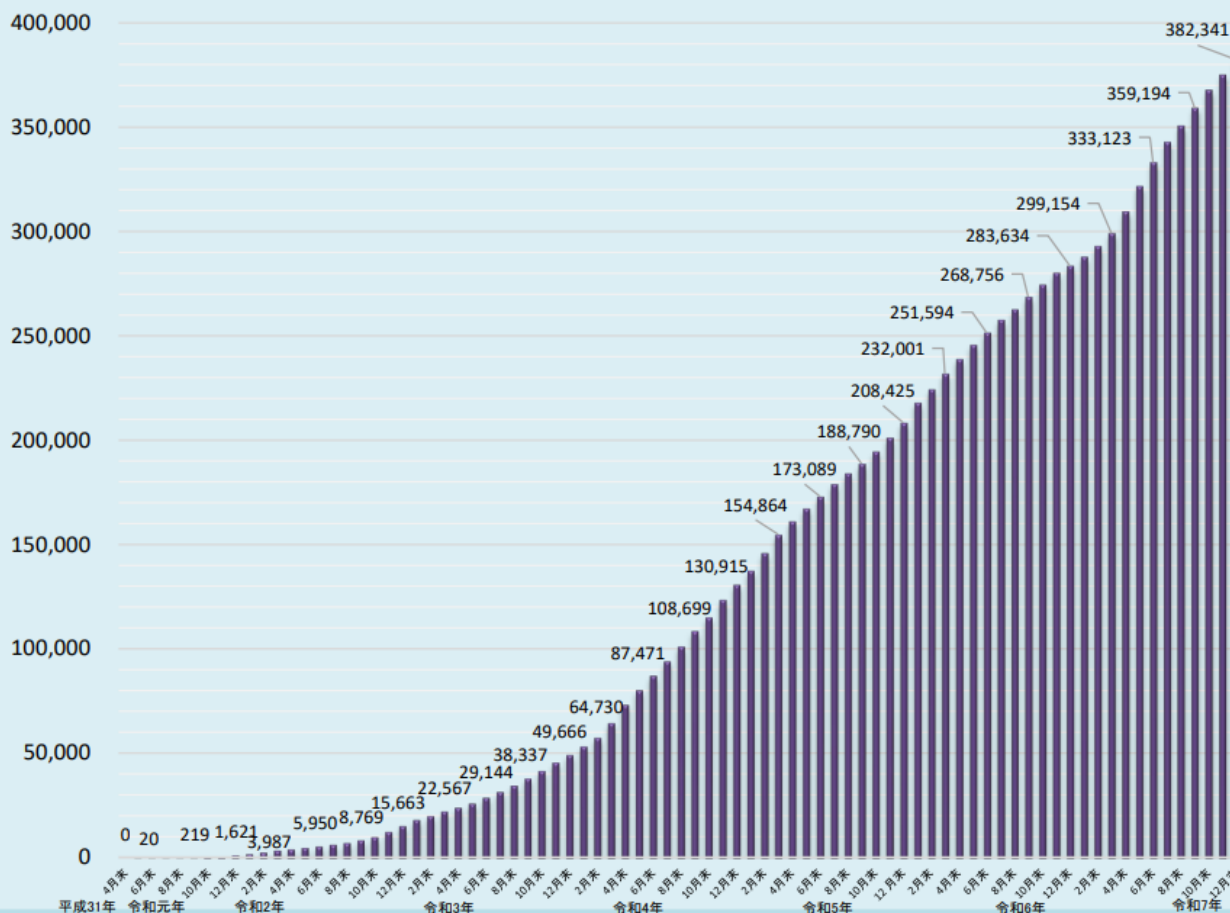
約80.5万人（2029年末）

【参考】特定技能制度運用状況（2/4）

特定技能制度運用状況①

特定技能1号在留外国人数(令和7年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 382,341人



分野	人数
介護	67,871人
ビルクリーニング	8,395人
工業製品製造業	56,736人
建設	49,323人
造船・船用工業	11,204人
自動車整備	4,560人
航空	2,260人
宿泊	1,968人
自動車運送業(※)	151人
鉄道(※)	54人
農業	37,952人
漁業	4,590人
飲食料品製造業	93,393人
外食業	43,869人
林業(※)	0人
木材産業(※)	15人

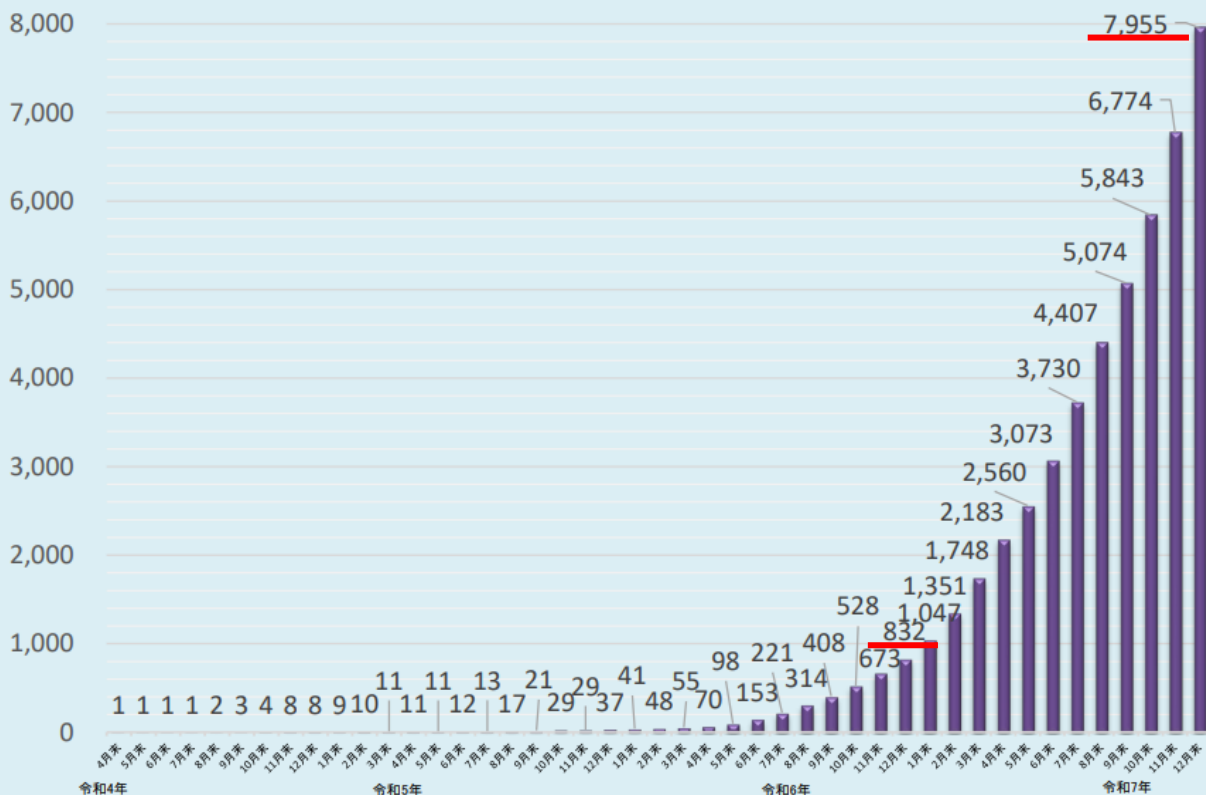
(※) 令和6年3月に受入れ対象分野として追加

【参考】特定技能制度運用状況（3/4）

特定技能制度運用状況②

特定技能2号在留外国人数(令和7年12月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 7,955人



(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

分野	人数
ビルクリーニング	17人
工業製品製造業	840人
建設	1,799人
造船・船用工業	336人
自動車整備	320人
航空	3人
宿泊	30人
農業	1,282人
漁業	21人
飲食料品製造業	2,251人
外食業	1,056人

【特定技能2号外国人】
832人（2024年末）

この1年で
約10倍に増加

7,955人（2025年末）

【参考】特定技能制度運用状況（4/4）

【第3表】 在留資格別 在留外国人数の推移

在留資格	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
中長期在留者	2,582,686	2,464,219	2,786,233	3,129,774	3,494,954	3,858,499	93.5	10.4
教授	6,647	6,519	7,343	7,226	7,488	8,024	0.2	7.2
芸術	448	385	502	580	669	844	0.0	26.2
宗教	3,772	3,034	3,964	4,143	4,805	5,130	0.1	6.8
報道	215	207	210	212	198	197	0.0	-0.5
高度専門職	16,554	15,735	18,315	23,958	28,708	32,953	0.8	14.8
高度専門職1号イ	1,922	1,885	2,030	2,281	2,528	2,842	0.1	12.4
高度専門職1号ロ	13,167	12,257	13,972	17,978	21,094	23,108	0.6	9.5
高度専門職1号ハ	676	648	1,116	2,219	3,338	4,971	0.1	48.9
高度専門職2号	789	945	1,197	1,480	1,748	2,032	0.0	16.2
経営・管理	27,235	27,197	31,808	37,510	41,615	46,781	1.1	12.4
法律・会計業務	148	139	151	159	159	181	0.0	13.8
医療	2,476	2,482	2,467	2,547	2,591	2,722	0.1	5.1
研究	1,337	1,161	1,314	1,301	1,323	1,324	0.0	0.1
教育	12,241	12,915	13,413	14,157	14,929	15,496	0.4	3.8
技術・人文知識・国際業務	283,380	274,740	311,961	362,346	418,706	475,790	11.5	13.6
企業内転勤	13,415	8,593	13,011	16,404	18,375	19,161	0.5	4.3
介護	1,714	3,794	6,284	9,328	12,227	15,891	0.4	30.0
興行	1,865	1,564	2,214	2,505	2,635	2,853	0.1	8.3
技能	40,491	38,240	39,775	42,499	46,712	54,574	1.3	16.8
特定技能	15,663	49,666	130,923	208,462	284,466	390,296	9.5	37.2
特定技能1号	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634	382,341	9.3	34.8
特定技能2号	0	0	8	37	832	7,955	0.2	856.1
技能実習	378,200	276,123	324,940	404,556	456,595	456,618	11.1	0.0



新経済連盟

Japan Association of New Economy